

「米原市下水道事業審議会」委員公募要項

米原市では、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する重要な事項について調査審議する下水道事業審議会を設置しています。下水道の受益者代表として、次のとおり米原市下水道事業審議会委員を公募します。

1 募集人員

5 人以内

2 委員の任期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(2 年間)

3 応募資格

米原市に在住、在勤または在学している方とします。ただし、米原市の他の審議会等の委員に 2 以上就いている場合は、委員になることができません。

4 応募方法

(1) 提出書類

応募申込書 1 通

(2) 受付期間

令和 7 年 3 月 4 日(火)から令和 7 年 3 月 17 日(月)の正午まで(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)の執務時間中(8 時 30 分から 17 時 15 分まで。ただし、3 月 17 日は正午まで。)

(3) 提出先

米原市役所山東支所 2 階 まち整備部上下水道課

(4) お問合せ先

米原市役所まち整備部上下水道課

〒521-0292 米原市長岡 1206 番地

TEL 0749-53-5174 / FAX 0749-53-5179

E-mail jougesui@city.maibara.lg.jp

(5) 提出方法

直接持参、郵送、FAX、または電子メール(提出期限内必着)

(6) その他

申込書に記載いただいた個人情報は、委員の選考のために利用し、それ以外には使用しません。

5 応募用紙の配布場所

- (1) 米原市役所山東支所まち整備部上下水道課
- (2) 市公式ウェブサイト

6 選考方法

提出された応募申込書により選考委員会において申込内容を総合的に判断して選考します。なお、委員に選任された方は、氏名を公表します。

7 選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に通知します。

以 上